

京都市悪臭防止対策指導要綱

京都市悪臭防止対策指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、悪臭防止法（以下「法」という。）を補完し、及び工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴い発生する悪臭を防止するため、工場等を設置し、又は管理している者（以下「事業者」という。）が配慮すべき事項、本市が行う指導に関する基準その他必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

(適用地域)

第2条 この要綱は、法第3条の規定に基づき市長が指定した規制地域に適用する。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、当該工場等から発生する悪臭を防止するために必要な措置を講じるとともに、当該工場等から排出される悪臭が別表に掲げる基準（以下「指導基準」という。）に適合するよう努めるものとする。

(測定方法)

第4条 悪臭の測定は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年9月13日環境庁告示第63号）に基づき行うものとする。

(指 導)

第5条 市長は、事業者に対し、工場等から発生する悪臭を防止するため、必要な措置を講じることがを指導するものとする。

2 市長は、工場等から排出される悪臭が指導基準に適合しないときは、当該事業者に対し、悪臭防止に関する措置を講じることがを指導するものとする。

(勸 告)

第6条 市長は、工場等から排出される悪臭が指導基準に適合しないことにより、周辺環境が著しく損なわれると認めるとき、又は前条第2項に規定する指導を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、悪臭防止に関する改善措置を講じることがを勧告することができる。

(補 則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年5月21日から施行する。

この要綱は令和4年7月1日から施行する。

別 表（第 3 条関係）

区 分		指導基準(臭気指数)
敷 地 境 界		1 0
排出口	排出口の高さ 5メートル以上30メートル未満	2 8
	〃 30メートル以上50メートル未満	3 0
	〃 50メートル以上	3 3